

国立大学法人岡山大学個人情報ファイル簿

No. 25

1 個人情報ファイルの名称	図書館利用者ファイル
2 担当部課係名	附属図書館 学術情報サービス課
3 利用目的	図書館の利用者の氏名，所属等を記録し，図書館貸出及び図書返却に利用する。
4 記録項目	①利用者番号 ②氏名 ③所属 ④利用者区分 ⑤利用カード有効期限 ⑥貸出停止期限
5 記録範囲	在学生（大学院生含む），利用申請書提出の在職員（研究生含む）及び学外者。
6 記録情報の収集方法	本人からの利用申請書，学生名簿
7 記録情報の経常的提供先	無
8 開示，訂正，利用停止等の請求先	（名 称）総務・企画部総務課 （所在地）岡山市北区津島中一丁目1番1号
9 訂正，利用停止等に関して他の法律等により定められた特別の手続き	無
10 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号（マニュアルファイル）
11 個人情報ファイルの種別が電算処理ファイルである場合は，令第5条第2号に該当するマニュアルファイルの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12 要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
13 独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	該当
14 独立行政法人等非識別加工	（名 称）総務・企画部総務課

情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) 岡山市北区津島中一丁目1番1号
15 個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	無
16 独立行政法人等非識別加工情報の概要	
17 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
18 備考	

* この様式中「法」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。